

議案第 3 号

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 8 月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成
27年法律第45号）が施行されたことに伴い、関連する条文を整備するため、条例の
一部を改正するものである。

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年富津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 利便地区（沿道型商業地区、北側及び南側）の項中「同条第1項第8号」を「同条第1項第5号」に改め、同表利便地区（交流型商業地区）の項中「同条第1項第7号及び第8号」を「同条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。